

厚生労働省からのお願い

風しんの感染拡大を防ぐため、風しんの追加的対策を行っています。
職場での定期健診時に、対象者が市区町村事業による抗体検査を受けられるよう、ご協力をお願いします。

2022年3月31日までの3年間に限り、風しんの抗体検査を職場での定期的健康診断と同一機会に実施できるよう、健診機関にお願いしています。

- ▶ 2022年3月31日までの期間に限り、**昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性**は風しんの定期接種※の対象者となりました。
※ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種
- ▶ 対象者の方には、市区町村から届く**クーポン券を利用して、まず抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

以下の3点について、ご確認、ご協力をお願いします。

～ 市区町村事業のため費用のご負担はありません。対象者の利便性向上の観点から、ご検討ください。～

1 健診機関に対し、風しんの抗体検査の実施可否を確認

健診機関に、市区町村事業による風しんの抗体検査が実施可能であるかをご確認いただくなど、対象者が風しんの抗体検査を受ける機会が拡大するようご協力をお願いします。

★ 対象者がクーポン券を利用して抗体検査を受けられるのは、本事業に参加している健診機関に限られます。

2 対象となる労働者に対し、抗体検査を受けるよう呼びかけ

- ・ 定期健診の機会に風しんの抗体検査を受けるよう、対象者の方への普及啓発をお願いします。
- ・ 市区町村事業の抗体検査には、原則として**クーポン券と本人確認書類**が必要になりますので、対応をお願いします。（裏のQ4及びQ5参照）

1. 市区町村から送付されるクーポン券

- ・ クーポン券を事前に回収したり、後日回収することで、当日の混乱を防ぐことができます。あらかじめ、健診機関と実施方法について調整してください。

2. 本人確認書類

- ・ 定期健診で本人確認が行われる場合、あらかじめ本人確認書類の提示は必要ありません。

↓ 市区町村から送付されるクーポン券(イメージ)

市区町村	氏名	性別	生年月日	健康診断日
東京都	山田 太郎	男	1955年4月2日	2022年3月31日
東京都	山田 太郎	男	1955年4月2日	2022年3月31日
東京都	山田 太郎	男	1955年4月2日	2022年3月31日

市区町村事業の抗体検査にはクーポン券が必要です。

3 対象となる労働者に対し、医療機関受診に関する配慮

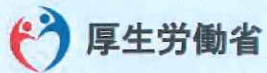
- ・ 抗体検査の結果、十分な量の抗体がなく、風しんの定期接種の対象となる場合は、予防接種を検討するよう呼びかけをお願いします。
- ・ 定期健診時に抗体検査を受けられずお急ぎの場合や、風しんの予防接種を受けることになった場合など、医療機関等を受診しやすい環境づくりに、ご配慮をお願いします。

★ 本事業による抗体検査・予防接種を受けられる医療機関等のリストは、2019年3月末以降、厚労省HPIに掲載予定です。



風しんの追加的対策の詳細情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策



よくあるご質問

～ 対象者の方からよくあるご質問と、その回答例です。ご参照ください。～

Q1 クーポン券の送付について、1年目（～2020年3月末まで）は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のみと聞きましたが、なぜですか？ 昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性は1年目に抗体検査を受けることはできないのですか？

A 事業開始当初に検査希望者が医療機関等に集中して混乱を招くおそれがあるため、事業を円滑に進める観点から、1年目のクーポン券送付の対象者は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性とさせていただきます。
なお、1年目にクーポン券が届かない昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性についても、お住まいの市区町村に希望すればクーポン券の発行が可能ですので、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

Q2 クーポン券が届いたのですが、使用する前に別の市区町村に引越しをしました。転出先の市区町村でも、この古いクーポン券を使うことはできますか？

A クーポン券を使用する時点で住民票のある転出先の市区町村が発行したクーポン券のみ有効です。そのため、引越し前に転出元の市区町村から発行されたクーポン券は使用できません。
基本的には、転出先の市区町村からクーポン券が届くことになっていますが、お急ぎの場合は、転出先の市区町村へお問い合わせください。

Q3 クーポン券がまだ届いてないのですが、抗体検査を受けることはできますか？

A クーポン券が無ければ、原則としては、抗体検査を受けることはできません。3年間の事業ですので、2年目、3年目に受けていただいても問題ありません。お急ぎの場合は、住民票のある市区町村にお問い合わせください。

Q4 クーポン券を定期健診当日に忘れてしまいました。抗体検査を受けることは可能でしょうか？

A クーポン券が無ければ、原則としては、抗体検査を受けることはできません。
ただし、職場の定期健診で、本人が特定されており、すぐに連絡がとれる場合等においては、クーポン券を事前に回収したり、後日回収するなど、事業所の判断で実施方法について検討いただいても問題ありません。あらかじめ、健診機関と実施方法について調整してください。

Q5 本人確認書類はなぜ必要なのですか？ 本人確認書類として、何を持っていけばいいですか？

A 本事業の対象者であるかを確認するためです。免許証、マイナンバーカードなどをお持ちください。
ただし、職場の定期健診で、本人が特定されており、すぐに連絡がとれる場合等においては、事業所の判断で実施方法について検討いただいても問題ありません。